

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成29年6月13日（火）午後3時00分から午後5時04分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 近 藤 宏 子（横浜地方裁判所第3刑事部部総括判事）

裁判官 前 田 亮 利（横浜地方裁判所第3刑事部判事補）

検察官 中 村 憲 一（横浜地方検察庁検事）

裁判員経験者1番 40代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 女性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 20代 男性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、開始させていただきます。

私は横浜地裁の第3刑事部におります裁判官の近藤と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

本日は昨年7月から本年2月までの間に判決のありました各裁判員裁判の事件、
種類としては否認事件の方がほとんどということですが、御経験者の方にお集まり
いただきまして、そこで体験された裁判員裁判のわかりやすさですとかあるいは難
しさなどについて忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、今後の執務の参考
にさせていただきたいと思っております。

それでは、その他の参列している法曹の方々の自己紹介をお願いいたします。

（裁判官）

皆さん、こんにちは。私は第3刑事部の裁判官の前田と申します。よろしくお願

いたします。

本日は6名の方がいらっしゃっていますけれども、私は2番の方が担当された事件について右陪席として審理に参加しました。皆様方のいろいろなお話を聞けるのを非常に楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、御出席されている検察官のほうからも自己紹介等をお願いいたします。

(検察官)

検察庁の公判部に所属しております検事の中村と申します。

今回、取り上げる事件の中で、4番の方が担当されました現住建造物等放火未遂の事件を担当しましたが、これは被告人が精神を害しておりまして、立証という意味では私自身も非常に悩みましたし、恐らく裁判員、裁判官の皆さんも評議する際にはなかなか大変な面があったらろうと感じております。検察官としてはその他の事件を含めて否認事件の立証をどうしたらいいのかと非常に悩む点が多いものですから、今回、皆さんからお聞きした貴重な御意見を今後の活動に生かしていければと思っています。

よろしくお願いいたします。

(司会者)

事件の担当をされた裁判官や検察官もおられるということのようですが、全く気になさらずに、私どもを含め打たれ強いタイプ、叱ってもらって伸びていくタイプですので、本当に忌憚のないところでお話してください。

それでは皆様のほうからも一言ずつ、今、振り返ってみて裁判員裁判の御経験から得ました感想などをお聞かせいただきたいと思います。まずそれぞれ御担当された事件内容をかいつまんで私のほうから御紹介させていただきます。

1番の方が御担当されたのは殺人1件と保護責任者遺棄致傷事件、わいせつ誘拐、わいせつ致傷に児童ポルノ、写真に撮ったものですが、そういうものを製造したということ。それから12名の被害者といえますか小さいお子さんたちに対す

るわいせつ行為ですとか、そういう人たちの児童ポルノの製造など非常に事件数としても多く、また審理期間も足かけで言いますと1か月と20日という長大な裁判員裁判を御経験されたと伺っています。

まず1番の方から御感想などをお願いいたします。

(1番)

まず一番最初に感じたというか今、振り返ってですけれども、非常に長かったというのは長かったのですけれども、事件数がいっぱいあったということで、それでも短いぐらいだという感想はありました。

最初のほうはやはり何が何だかわからなくて、専門的な用語も多く、何をもとにして判断をすればいいのかという基礎知識が全くなくて、最初に法律とかそういうものもお勉強する時間があれば少しは抛り所があるのですけれども、なかなかそういう抛り所がなくお話は進んでいったというところで、そういうところが非常に最初は嫌でした。なので、日数について、短いとそれが1日、2日で終わってしまうということなので、それこそ本当に何も考えられないまま審理が終わってしまうのかなということで、そういう点では非常に長い期間があってよかったなと思います。

まずはそのぐらいです。

(司会者)

それでは2番の方が御担当された事件なのですけれども、これは通行中の女性に対してその方を草むらに突き落とした上で強姦をしてけがを負わせたという強姦致傷という罪名の事件を御担当されました。審理期間としては2週間にわたって7日間程度と聞いておりますが、まず最初にお伺いする感想としてはいかがでしょうか。

(2番)

自分自身の経験としては連絡が来たときから、こういう制度が世の中にはあって、幸いにして普段、無関係なことが多いけれども、興味といいますか、こういうことを知る機会、意欲というかがありましたが、周りは「それ、やめられないの。」みたいな感じのことも言われて、会社に相談したときも「休むのは構わないし、きち

んと制度がうちの会社にはあります。」と言ってもらったけれども、「怖くないの。何があるかわからないのに行くの。」みたいに言われて、意外と引きとめに合う人も多いのかと思ったりもしました。

「見聞きたいです。」と言って参加したわけですが、自分は1週間程度の実時間の拘束と、事件自体も強姦ということではあったのですが、致死事件のような痛ましさであるとかそういうこともなくて、実際に臨んだときにも被害者の女性の方がとても気丈で冷静でいらして、それに救われたといいますか、私だけではなくて一緒にチームの御一緒だった方々とも、比較的淡々とそういうことができたのではないかなと思っています。

それとは別で、後でまたお話ししようと思って今日は来たのですけれども、シンプルな本当に1件だけ強姦をした、強姦をするときに草むらに倒してけがをさせた、けがというのも血まみれになるようなものではなかったのですけれども、それが合意か合意ではなかったのか、なぜそういうことになったのかというところだけが争点だったので、1週間でも決まった時間の中で進むことができました。

そこで判決を、自分たちはこう考えるというのを出して、それを判決で読んでもらってということがもっと重い事件だったらこういう気持ちにはなれなかっただろうと思ったり、裁判所の関わる皆さんが段取りや説明も本当に丁寧で、犯罪抑止という意味では実際、自分が普段の生活で関わらないことをテレビのニュースよりは近く見られるというところでもあるけれども、全体的にかかっている労力と場合によってはこちら、参加する側の負担、これは誰が得をする制度なのだろうということについては、自分が経験した後にはすごく考えました。

でも、それについては答えが出なくて、もともとこの制度というのは誰のためにどうやってスタートしたのだろう、今、裁判官になっている方が裁判官になろうと思ったときはなかった制度だったりするわけで、それが途中で入ってきて、こんなに知識と能力のある方々が私たちにレクチャーをすることだけに半日以上をとっている、それが毎回違う人たちが来るということが、どれだけ効果があるのかという

ことについては非常に考えさせられました。

それは経験のところよりは感想というところで、それは答えが出ていない疑問という感じで私の中にはあります。

(司会者)

ありがとうございます。

続きまして3番目の方ということで、3番の方が御担当されたのは、実父を蹴りつけたり殴打したりして頭蓋内損傷、外傷性くも膜下出血等の傷害を負わせて死亡させてしまったという傷害致死の事案を御担当になられました。その被告人が精神疾患に罹患しているということで、その責任能力といいますか能力自体については双方、心神耗弱という名前の状態であるということに争いはなかったようですが、そのあたりをどのように量刑で評価するかというような点で争点になった事案と聞いております。

御感想はいかがでしょう。

(3番)

私が感じたのは、裁判員裁判の、初日と次の日に裁判があったのですが、そのときは自分も初めてだったのですごく緊張していて、被告人に質問することとか、そのとき考えていて感じたことは質問したのですが、その後に審議をしていく上でいろいろな疑問とかがすごくたくさん出てきてしまい、裁判が終わってしまったので被告人に質問することもできず、推測で考えなければいけなかったのがすごく疑問に思っ、もう一度裁判があったらそのときにはいっぱいいろいろなことを聞きたいのになと思ったことがあったので、最初に緊張しているときに思ったことと審議していく上で感じたことが自分の中ではどんどん変わってきたので、最初にもっと事件のことを自分の中で理解してから裁判があったらもっとよかったのではないかなと思いました。

(司会者)

今、審理日程表を拝見しますと、1日目は書証の取り調べ等の他、被告人の家族

内での出来事ですので、お母さんやお兄さんの証人尋問を行って、2日目に精神鑑定に関するお医者さんの証人尋問があつて、2日目の午後、被告人質問があつたようで、3日目に論告、弁論で結審のようなのですが、今おっしゃられたのは、評議をしていく中でいろいろなことがまた疑問に出てきて、そこでできれば被告人に尋ねたかったなということが出てきたというお話でしょうか。

(3番)

はい、そうです。

(司会者)

なるほど。ありがとうございます。

それでは、同じように一番残っている感想等をお聞かせいただければと思っております。

4番の方が御担当されたのは現住建造物等放火未遂という罪名で、元交際相手との関係を解消させられたということに恨みなどを募らせて、その交際相手の方やお母さんや弟さんなどが暮らす家の玄関脇の物置に火をつけて家を焼こうとした、けれども、外壁を焦がしたにとどまったという事案のようです。

争点も非常に多岐にわたっており、また責任能力として精神疾患にかかっているかどうかということが争点となっていて、2週間余りといえますか3週間近く、審理、評議の日数としては11日間かかったようです。

大変な事件かと思いますが、御感想をお願いいたします。

(4番)

当日、横浜地裁のほうに呼ばれてランダムにパソコンで番号を言われて、まさかこんなにいるから自分なんて当たるわけがないなと思っていたら見事に当たって、ちょっとやってみたかったなというのもありますし、どうしてもやはり日常の仕事のこともありますのでちょっと悩んだこともありましたが、「国民の代表ですので。」というのを裁判官の方に言われましたので、堂々とやらせていただければということで気分を変えて臨ませていただきました。

冒頭陳述から検察官、弁護人のほうからも資料はいっぱい出てくるのですけれども、先ほどお話があったかと思えますけれども、これを読んでもどうしても争点がいまいち見えづらい、弁護人と検察官の主張がどうしても食い違うところがある、そこら辺をどういうふうに評議の中で質問したり、または裁判の中で被告人に質問をしたり、あとは証人の方への質問をしたりというやり方が最初はすごくとまどっていました。他のメンバーの方なども意外と休憩時間とか昼休みとかもいろいろな議論をするようになり、5時くらいに終わっても30分だけちょっとしゃべって帰りましようかなどということもありました。前向きにみんながこの事件について一生懸命やっているのだなというのはすごく感じましたが、中盤ぐらいまではどうしても言葉の難しさ、こういう質問をしていいのだろうかとか、ちょっと遠慮するよなところは正直あったかと思えます。

その都度、裁判官の方にみんなで質問をしましょうよとか、そういう話の中で順番に質問を裁判官のほうに投げかけたり、恥ずかしい、誰でもわかるようなことかもしれないけれども、そういうことまで質問をぶつけるようになってようやく真ん中ぐらいまで来たときに、何となくこういう質問をすればいいのかなと思ったのは事実です。

最後のほうになると、皆さんもそうかもしれないのですけれども、ニュースや新聞はどうしても被害者意識が強い、当然個人的な意見がどうしても我々では出てしまうというのはメンバーの中でも節々に出ていましたけれども、加害者のことも考えないといけないのだなというのはすごく感じました。

私の場合は倉庫をちょっと焦がした程度、でも一つ間違ったら大惨事になってしまう、人が亡くなってしまうような放火ということで、裁判官の方に「放火は人が亡くなったら一番重い刑は何ですか。」と私が聞いたのは覚えているのですけれども、やはり「一番重い刑は死刑です。」と言われたときに、未遂だから許されるものではないのだなと個人的にも勉強になりましたし、加害者の気持ちと被害者の気持ちを酌んで評議をしていくという難しさはすごく感じました。やはり2回目があ

るともう少し自分の意見などができるのかなというのが正直なところですよ。

案件が違えば当然、悩み方とか考え方が変わるのは重々承知なのですけども、取り組む姿勢というのがどうしても1回目よりも2回目のほうが裁判官の方、検察官の方、弁護人の方などにも御迷惑がかからないくらいの質問はできるのかもしれないというのは正直なところでした。

以上です。

(司会者)

ありがとうございます。

5番の方ですが、御担当いただいたのは通行中の女性に対して被告人がいきなり抱きつき口を塞ぎ住宅敷地内に引きずり込んで強姦をしてけがを負わせたという強姦致傷の事案でした。暴力を振るったかどうかという点や姦淫するについての合意の有無などが争われた事案のようです。

審理期間は土日を含んでということになりますが6日間のスケジュールのようです。御感想をまずお聞かせください。

(5番)

私も裁判員というのが全く身近に感じていなかったのですけれども、名簿に載ったというところから若干身近になってきました。その後、選任の通知が来て、そこから裁判員はどういうふうに決められてどういうふうに参加していくのだろうというのもすごく興味が出てきてというか、自分がその対象になったということで冊子を見たりしながら、こうやっていくのだというのをそこで初めて知ったというのを記憶しています。

実際にまさか選任されるとは思わなかったのですけれども、選任されていざ裁判員としてやっていくとなったときに、最初はちょっといい経験ができると思ってそこまで来たのですけれども、やはり知識もなく全くの素人というところで、どういうふうに進めていったらいいのかなという不安は大変ありました。ただ、実際にその裁判のときから裁判長、裁判官の方がどういうふうな段取りで進めていくかとい

うのを非常に丁寧に説明してくださったので、質問も私たちにも何度も聞いてくださっていろいろ教えていただきましたし、強姦致傷だったので事件性のこともあったのだと思うのですけれども、大丈夫ですかということですごく配慮をしていただいたのを覚えています。

最初はわからないしちょっと不安もあったのですけれども、進めていく中でだんだん自分の中で理解をしてきて、こういうふうに進めていくのだというところで、評議を進めていくにも納得をした進め方ができたと思っていますし、自分の中で裁判の知識とかというのが全くなかったのが、少し勉強させていただき非常にいい経験をさせていただいたなというのが感想です。

以上です。

(司会者)

ありがとうございます。

最後までお待たせいたしました。6番の方が御担当された事件ですが、これは強盗強姦の事件で、駐車場付近の路上でいきなり背後から手をつかんで引きとめるなどして顔面を殴りつけ、駐車場に連れ込んで強姦をした上で現金1万円を強取し、更に脅迫をして被害者の家まで案内させて、その場所でまた更に姦淫をしたという事案で、その際、けがを被害者に負わせたという事案だったようです。

審理自体は評議を含めて全部で5日間だったというように聞いておりますが、御感想などはいかがでしょう。

(6番)

皆様と同じように通知が来まして参加をさせていただいたのですけれども、最初のほうは5日間という期間を確保して参加できる方はしてくださいという通知が来ていて、個人的には非常に興味があったというか、是非というのは何ですけれども、参加したい意欲も持ってスケジュールを空けて参加させていただいたのですけれども、そのときはまた更に抽選があるというのは知らなかったものなので、もちろん裁判所側の皆さんの配慮等としてはすごくこちら側にも理解できる事情はあるので

すけれども、参加する側の気持ちとしてはしっかりと日にちを確保した分、なるべく無駄にならないような確率にはなってほしいというのが純粹に参加する側からの視点だったという感想を覚えています。

ただ私の場合は、幸運にも裁判に裁判員として参加することができましたので、ある意味日程を空けたかいがあったと言えるとは思うのですけれども。

争点がある裁判ということで、非常に痛ましい事件ではありますので、裁判員の方と被告人の方と被害者の方、いろいろな人間模様とかいろいろな感情を持たれる場だなとは思っていたのですけれども、参加してみると裁判員の方々は皆さんいろいろな方がそろっていらっしゃったのですけれども、きっちりとかこういう重い事件だとやはり感情というのはどうしても出てくるとは思うのですけれども、それをきちんと、先ほど国民の代表というお話がありましたけれども、人の人生を左右する役割ということで、皆さん非常に理知的にとか冷静に審議を進めていたのが印象的でした。

もちろん最初は皆さん緊張していらして、あまり感情的なことは言ってはいけないという意識をされて参加されていたのかもしれないと、慣れてくると自分の感覚とか意見というところもだんだん出てきたところで、それはそれで非常にいいことなのかなとは思いました。

裁判自体は争点があるという内容だったのですけれども、個人的にはお話を聞いているうちに、例えば判断が難しい事案だったらどうしようという事前の不安はあったのですけれども、実際にはこの案件自体は個人的にはそんなに判断に悩むようなことではなかったので、終わった後の罪悪感といいますか裁判員の方にありがちな人の人生を左右してしまったというプレッシャーは個人的には一切なかったのです。

そういう観点からいくと、5日間かけてやったところにあるのですけれども、言い方次第では丁寧とも言えますし、見方を変えるとそこまで確認する必要があるのかみたいなのところも少しあって、裁判には争点がまずはきっちりと列挙されて出て

きたので、てっきり関係のないところというのは切って効率よく進めていくのかなと思っていたら、起訴状に出された内容を一つ一つ、争点と関係ないところでも、このP A S M Oはチャージしたのだとかチャージしなかったのだみたいな話まできちんと皆さんで確認されて進んでいたの、いいのか悪いのかというところではないのですけれども、こういうふうに進めていたというふうに勉強させていただきました。

全体としては参加をできたことによって非常に司法の制度が身近になったというか、普段は当事者にならない限りめったにそういう場には出られないものですので、逆にもっと簡単な事件でもどんどんこういう参加の機会を、各司法関係者以外にも広げられるような機会を持ったほうがいいのではないかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

それぞれの皆様から、まずは感想をと言われたときにどのようなことをおっしゃっていただけますかということで、一言ずついただきました。

それでは、これから少しテーマごとといたしますか、こちらのほうでお尋ねしたいことを順次聞かせていただきます。

今回、否認事件でそれぞれ争点のある事案だったということですので、事件の内容がどういうものであるかということとともに、これから裁判が始まるという最初の段階で何が争点であって法廷でのやりとりといたしますか審理、証拠調べなどがどういう争点を明らかにするために行われるものであるかということのを早い段階で御理解いただいて、その点を把握していただいた上で証拠の内容を聞いていただいたり見ていただいたり、証人尋問を行ったりするというのを検察官、弁護人、裁判所は意図していたわけです。

ですので、各皆様にお渡ししたファイルで冒頭陳述と書かれている用紙がそれぞれ含まれていると思いますが、まずは検察官が冒頭陳述メモ、詳しさの程度等は事案によってそれぞれではありますが、書面を示した上で、この事件の内容ですとか

争点の内容、これから証拠調べで検察官がどういう点を立証したいのかというようなことを皆様に冒頭で御説明したはずです。それを受けて、続いて弁護人側からも弁護人の冒頭陳述ということでこういう点を争っています。こういう点に注意をして審理を進めていってくださいというようなことをおっしゃったのだらうと思います。

どうでしょうか。初日で緊張している場面ですぐに、開始後5分、10分の間でこの冒頭陳述というのが始まったわけですがけれども、今、思い起こしていただいて、検察官、弁護人による冒頭陳述というのは争点や事件の内容の大まかな点を把握するのに十分なものであったかどうか。特に配布された書面などはご覧になってどういう感想を抱かれたかなどということについてお聞かせいただければと思います。

先ほど1番の方からお尋ねしましたので、今度は2番の方からお尋ねしてよろしいでしょうか。

(2番)

やはり皆さんの事案を聞いて感じるのは、私が担当した事件は非常に論点も争点もものすごくシンプルだったなと思います。だから、事前に話を聞いていても緊張することが少なかったし、何について話されているかが一貫してわかりやすかったです。それは今の検察官側、弁護人側の冒頭陳述なのですからけれども、非常によくまとまっていて、非常にわかりやすかった。

強姦致傷なのですが、姦淫したことについては被告人も被害者も認めているという状況でした。だから、それが合意だったのか非合意だったのかというところだけを我々は見たり、中から推測したりするということがはっきりしていましたし、致傷についても直後に警察で被害者を撮った写真なども見せていただき、当時着ていたお洋服なども用意してもらってそれを見ることもできて、そこには推測の余地がない、見たとおりの状況なのだなということで、その後の証拠のことも含めて一貫してわかりやすかったです。それは事件の性質なのだろうなと思います。

以上です。

(司会者)

書面を拝見しますと、検察官が出されたものは四角の枠組みがあったり、それぞれ項目立てもすっきりしていたり、あるいは時系列の表のようなものがあったりと、見た目が視覚的に訴えるような内容になっていますが、一方、弁護人側が出されたものはシンプルに項目を6項目に分けて3行ぐらいずつ書かれていたということで、見た目のデザイン差といいますか、そういうものは大きいように思いますが、わかりやすさという点では特に遜色なくということですか。

(2 番)

これは私の記憶違いかわからないのですが、これと同じレジュメを配られたという記憶がありません。

(司会者)

今、初めて見るような気がされますか。

(2 番)

もっとカラーのいわゆるパワーポイントのようなものでスライドさせながら見せてもらった気がします。そういう意味では検察官側の資料は非常にデザインの的であったり技術的なもので見やすくなっており、弁護人側はたまたまそのときの弁護士さんたちは旧来型、ちょっとうまく言えないのですが、古いタイプの、ドラマに出てくるような身振り手振りで説明され、出てくるものもここに挟まっているような普通の紙で、その差については感じたし、裁判員同士も「その内容が大事で、見え方がどうということではないのだろうね。でも見え方がいいと頭に入ってくるよね。」という会話をしたことは覚えています。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは同じ質問で冒頭陳述について、先ほど初日でいろいろ緊張してしまっておられたというお話もいただいたのですが、今、思い起こしていただいて、最初に冒頭陳述でこれから行う事件の内容ということで検察官がこのA4、1枚の

紙を出され、また弁護人のほうは口頭でおっしゃったことが文字で書かれているのかもしれませんが、このような書面を出されたのかなと思いますが、3番の方のわかりやすさという点ではいかがでしたでしょうか。

(3番)

事件の内容はすごくわかりやすかったのですが、被告人がずっと目をつぶっていて、裁判官の方に「メモしなくていいから、うそをついているかどうか顔をずっと見ていてください。」と言われたのですね。だけれども目をつぶって1回も目をあけてくれなかったもので、よくわからなくて。だから、内容自体はわかったのですが、被告人本人自体が何を考えているのか、何を思っているのかがちょっとよくわからなかったです。

(司会者)

気になられたというところですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

ただ争点とかそういう意味での内容はよくわかったというところですか。

(3番)

はい。よくわかりました。

(司会者)

わかりました。

同じような質問ですので、特に強調されたい点等で構わないかもしれませんが、4番の方はいかがでしたでしょうか。今の同じ質問です。

(4番)

確かに初日、一番最初に検察官から冒頭陳述の説明が始まっております。どうしても裁判に出ることも初めてで、いきなりそこから事件の内容、特性だとかのお話をされて、検察官の資料もすごく見やすかったですし説明も時系列で事細かくなっ

ておりましたので、こういうことだと重いのだろうな、こいつが犯人なのだろうなという意識は、後になってみるとすり込まれたかなというところは正直ありました。

その後、弁護人からの冒頭陳述がありました。今回の私が携わらせていただいた事件は、あまり聞いたこともない名前の精神疾患で、昨今ちょっとテレビでも気にすると出てくるのだなというような病気でありまして、弁護人が精神疾患のことばかりを始めからうたってしまうものですから、我々は弁護人が何を言いたいのか、弁護人の論点がいまいちわからなかったです。精神疾患だから無罪ですよと言いたいのは最終的にはわかるのですけれども「そこだけ押されてもね。」ということで、言い方は悪いのですけれども、勝ち負けで最初は検察官の冒頭陳述になびいてしまったかなというところがございました。

以上です。

(司会者)

ありがとうございます。

検察官の冒頭陳述が事細かにということをおっしゃっておられましたが、かなり細かい事実を聞いたなという印象がおありになるのですね。

(4 番)

そうですね。時系列で来ると、この時間に何かを買って、あれをやってこれをやって、それで逃げてああやってと、流れが見えてしまうと頭の中に映像ができてしまったかなというところは正直ありました。冒頭陳述だけで。

(司会者)

それでは5 番の方はいかがでしょうか、冒頭陳述というところで。

(5 番)

資料をいただいたときにはすごく見やすいなというのが印象で、本当によくわかるものだったのです。検察官側の資料はA 3の大きく見やすいものだったのですけれども、弁護人の資料はA 4の1 枚というところで、比べてしまうと検察官側の資料のほうがすごくしっかり訴える印象がありました。なので、そこで資料による判

断が自分の中にあったかなというところは正直ありました。

裁判の中でその資料の説明をしてもらうのですけれども、検察官の方はこの資料に沿ってやっていただき、弁護人のほうも資料に沿ってやるのですけれども、私の事件では強姦致傷だったので、被害者の女性の方の同意があって本当は嫌ではなかったのではないかとか、自分から誘ったのかみたいな流れになるような、弁護人がそういう誘導ではないのですけれども、そういった流れがあったりして、そこは検察官側と弁護人の主張なので、そういうものがあってそこも含めて判断していくものだと思うのですけれども、そういったところで自分がその訴えに、それぞれに揺れるようなところもあったりしたので、そこは相対的に判断するのが非常に難しいなと感じました。

以上です。

(司会者)

ありがとうございます。

6 番の方が参加された裁判員裁判での冒頭陳述のわかりやすさみたいなものはいかがでしたでしょうか。

(6 番)

冒頭陳述で、途中で出てくる証拠とかはまた後でコメントのほうがいいですか。

(司会者)

もしセットでお話ししたいということであれば、どうぞ、そんなに固く考えずにおっしゃっていただいて。

(6 番)

起訴状のところを最初に、まだ始まっていない段階でちょっと見せられたのですけれども、やはり法律の文書なのですごくわかりづらかったというか、「同人が同所で」などはさっぱりわからなかったのですけれども、検察官側と弁護人側が提出してきた用紙、概要のところはすごく思ったよりも平たい言葉で書かれていて非常にわかりやすかったなと思っています。

ただ裁判の途中で証拠調べがあるかと思うのですけれども、この裁判においてのことなののですけれども、検察官側の証拠は何となく、ずっと理解ができたのですけれども、弁護人側は、ちょっと検察官側もそうだったかなと思うのですけれども、たまに例えばDNA鑑定とかの証拠が出てくるのですけれども、結果がこうでしたということと言われるのですけれども、だから何を主張したいのかというところがもっとあってもよかったのかなと思って、証拠を一つずつ出していただけるのですけれども、それぞれが何を示唆するのかというところの説明はそんなに十分ではなかったのかなと思います。

(司会者)

どういう意味を持つのかなということがよくわからずに、気になるようなことが度々あったということでしょうか。

(6 番)

そうですね。

多分争点となるところに対して証拠を出されていると思うのですけれども、その証拠がどういう論拠を支持、サポートしているのかというところがそんなになかったかなと思うのです。ただこういうものを集めてきました、これはこういう結果でした、はい、次の証拠、という形だったので、結局それは何のために出したのかというところがわからない証拠が幾つかあったのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは今度は1 番の方ということで、先ほどから言っているように事件数も多く争点も多いというところなのですが、冒頭陳述も複数回に分けて事件ごとに行われていたと思いますが、いかがでしたでしょうか。

(1 番)

皆さん言われているとおり、さすがに検察官側はいわば組織として動いているということで、非常に資料の作り方がわかりやすく、とてもわかりやすかったです。

それに対して弁護士側なのですけれども、若干中身がメインだからあまり関係ないのですけれども、資料を見てもあまり頭に入ってこないような資料づくりだったなということは正直言えます。

あとは、最初だから、今はぱっと見て非常にわかりやすいなと思ったのですけれども、当初は書かないとわかりづらくてというのはありました。でも、検察官側のほうは今、見たらすごくわかりやすいというところがありました。

(司会者)

今、見てわかりやすいけれども、その場で初めて裁判員として参加した方の目から見ると、わかりにくいという感じですか。

(1 番)

そうです。多分いっぱい論点があって、一体何なのだというところで、それは個人の能力なのかもしれないです。やはり経験だと思うのですけれども、1 回経験をして、ぱっと見たらすごくわかりやすいというのは改めて言えるということです。

(司会者)

それでは、冒頭陳述等の最初のやるべき手続が終わった後、実際に証拠の内容を見ていくという段階に入るわけですが、まずお尋ねしたいのは医者の方の証人尋問を聞かれた方というのもこの中に複数いらっしゃると思います。

医者の方、精神科医の方が多かったかとは思いますが、もともと病名自体も難しいですし病気の内容も難しい、なおかつその精神状態に争いがあったりすると、なおのこと難しかったのかなと思いますが、そのような医者の方の証人尋問のわかりやすさ、わかりにくさがいかがだったかということをその経験をされた方にお尋ねしていきたいと思います。

ちょっと順不同でお尋ねいたしますが、3 番の方も被告人が自宅に引きこもりをしているような人で精神科医の方の証人尋問をお聞きになったと思うのですけれども、わかりやすさというのはいかがでしたでしょうか。

(3 番)

言っていることはわかるのですけれども、精神疾患で心神耗弱状態ということで、病気だったらそういう病気だからしょうがないなと思うのですけれども、心神耗弱状態で精神疾患の可能性が高いというだけで、脳の資料ではないのですけれども、そういうものがあつたわけではなかったもので、可能性というか推測みたいな感じで話しているのではないかなと思ってしまうところがありました。「こうだ。」という診断書みたいなものがなくて話だけだったので、「25年間引きこもりだったという人がそういう病気の可能性があるのではないか。」ということで、確定的な話ではなかったもので、そこがちょっと疑問です。

(司会者)

今おっしゃっていただいたお話としては、お医者さんが証人として法廷には出てきておられたわけですね。

(3 番)

はい。

(司会者)

被告人の病気の内容が今おっしゃっていただいたように精神疾患という可能性があるというようなことで、言っておられること自体というのはわかったということでしょうか。

どういう点が難しいでしょうか。

(3 番)

こういう人は病気ではないかという、そうではない人もいるわけではないですか。25年間引きこもりであっても病気ではない人はいるのに、そういう25年間も引きこもりだったということは最初から、何十年も前から病気だったのではないかということで、確定的な言葉ではなかったもので、本当は病気ではないのではないかというふうに思ってしまった。

(司会者)

なるほど。病気の可能性があるとか、あるいは可能性が高いという診断の内容自体は、その根拠などを説明はされていたのですか。

(3 番)

はい。説明は聞いていたのですけれども、絶対そうだというのがなかったのです。

(司会者)

一番最後まで、今もわかりにくかったなと思うのは、こういう人は必ずそうなのですよというような確定的な診断ではなくて、そういう可能性が高いと。

(3 番)

そういう人はそうなのではないでしょうかみたいなことだったので。

(司会者)

そんな内容としてお話しされていたということですね。

(3 番)

はい。

(司会者)

お医者さんに対して御自身のほうから質問をしたこととか、あるいはしたかったなと思うような事柄というのはありましたでしょうか。

(3 番)

私はそういう可能性とかではなくて、頭の中の脳の検査をしたのだったらその資料があるはずだから、そういうのが全くなかったので可能性だけで精神疾患と決めつけるのはどうなのかなと思いました。

(司会者)

もっと肉体の病気みたいに目に見える、「ここに腫瘍ができています。」ではないのですけれども、そういうものがない中で判断するのは難しかったということでしょうか。

(3 番)

はい、そうです。

(司会者)

ありがとうございます。

4 番の方も先ほどお話が出ておりましたが、精神疾患、これ自体が非常に難しい病気だと思いますし、しかも精神科医だけで3名の方の証人尋問を行ったようなのですが、いかがでしたでしょうか、率直におっしゃっていただいて。

(4 番)

端的にまとめますと、3名の医師の方の意見が全員違いました。この精神疾患のプロセスというか症状といいますか、我々素人に説明の仕方が3名とも違ったなというのは正直なところですよ。ちょっと言い方が間違っていれば申し訳ないのですが、検察官側が用意するお医者さん、弁護人が用意する精神科医、それと恐らく裁判所が手配をする精神科医、三者三様だったのかなというのが素朴な私の意見なのです。

なので、病名を決めるのに当たって誰に都合がいい精神科医なのかなというのが正直なところでしたが、精神疾患という深さは改めてよくわかりました。モデルケースだとか指標みたいなものが世界にいっぱいはいびこっている、そんな説明をされて一日、二日では飲み込めませんでしたし、私も家に帰ってこの精神疾患について調べましたし、他のメンバーの方も「調べたけれども、どれが正しいのだろう。」などというお話も出るくらい難しいのだなというのはありました。

だから、見方を変えとこの診断について誰が間違っていて誰が正しいかはわからないのかなというのもありました。だから、この事件があった状況と説明の仕方、被告人がこういうふうになっていたからこうだったのだよというのを素直に飲み込める医師が正しいのかなと思ったというのが正直なところですよ。

精神疾患に関してはもしかすると裁判官の方も非常に難しいのかな、検察官も弁護人も難しいのかなとは思いますが。だから「被告人が振りをしている。」という医師もありました。でも、弁護人などは「これは本当なのだ。」と当然言いますし、そこら辺はよくわからない。だから、そこら辺で我々も精神的にちょっと参ってしま

ったなというところはありません。

なので、いろいろな文献があるということと、あとはこの状況でこういうふうになってしまったという事態と重ね合わせてみて、それが一番近いだろうなと思う医師の意見を飲み込んでしまったのかなというところは正直あります。どの医師も精神科医で権威も皆さんある方なので、適当にやられている精神科医の先生ではないというのは当然わかっておりますので、事件によってそういうところはちょっと変わってくるのかなと感じて臨んでいました。そんな感じです。

(司会者)

そうすると、説明する言葉ですとか、それぞれの証人の方が言おうとしている内容は理解していただけたというところなのでしょうか。

(4 番)

そうですね。精神疾患の難しいところは、断定もしにくいのだらうなというのがありますし、否定もできない。だから10対0というのが、なかなか見えにくい症状なので、これは今後こういう方が増えていかないようにしていかないといけないのでしょうけれども、すごく難しいな、曖昧的な病気なのかなというのも正直あったかなと思います。

(司会者)

そうすると、裁判としての尋問の仕方とかそういうレベルでのわかりにくさというよりも、精神疾患そのものの難しさが大きかったような印象を持たれたということでしょうか。

(4 番)

そうですね。はい、大きかったですね。

だから、ちょっと長くなってしまいますけれども、例えばA医師はアメリカのモデルケースを使って、B医師はヨーロッパのモデルケースを使って、C医師は両方を足してというふうにやられてしまうと、何が正しいのかよくわからなくなってしまったということはありません。

(司会者)

ありがとうございます。

それから1番の方も、精神科医の証人尋問をお聞きになっていかがだったでしょうか。

(1番)

やはり精神科医の御意見は物理的にこうだからこうだよというものではないではないですか。私もそういうところはあくまでも参考というか、そういうものなのだなという程度で捉えてはいました。

私は精神科医だけではなくて、他に外科医のドクターだったり救急搬送の方だったり、そこら辺の人たちは数字を持って「こういうところをこう押さえて窒息させた。だからここに跡があるでしょう。」という、後できちんと物証が残っているものについては非常にわかりやすくて、それは非常によかったなと思います。

やはり精神科医の方は断定ができないというところで、非常にそこは難しかったなというのは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

今、精神科医の方の説明のわかりやすさ、わかりにくさみたいなものでお尋ねしたのですが、その他の方々の証拠調べ、要するに検察官のほうの説明をした証拠の内容ですとか、あるいは証人尋問、証人の方にはトータルで見ればかなりの数いらっしゃるっていただいています。そういうものの中で今、思い返していただいてこういう点がすごくわかりにくかったとか、こういう点は工夫してほしかったというような部分、法廷での内容について何かそういう印象を抱かれたという方はいらっしゃいませんか。検察官が示した証拠の内容とかでいろいろ長く説明をしたりしていたけれども、あるいは読み上げたりしていたけれども、すごくこういうところがわかりにくかったとか。

どうぞ、2番の方、お願いいたします。

(2 番)

まさにとてもわかりづらかったことがありまして、私は強姦致傷で現場が河川敷だったのですが、検察官側も弁護士側も致傷について、どのくらい命の危険があったのか、あのくらい転がっても命に別状はなかったのだというところをどちらも証拠として論点としていたのですけれども、河川敷の側道から下の草むらへ転げ落とす、もしくはもみ合っているうちに転げ落ちるというくだりがあるのですけれども、その危険度を示すときに地図のモノクロコピーで側道から河川敷の草むらの高低差のことを何メートルみたいなもので出てきたり、その断面みたいなものがあったり、あと弁護士側は実際ここに立ってここに落ちましたみたいな感じの写真を資料として用意されていたのですが、それが何もかも軒並みわかりづらくて、見せられれば見せられるほど、そこが危ない場所であったのか、殺す気があって突き飛ばしたのかというのが全然わからなくて。だけれども、それについてすごく時間を割いて説明をするということがありました。

その後にそれをもとに評議を3日間やったときにも、持つ感覚がそれぞれ全然違って、ちょっとでも斜めのところから突き飛ばしたのはひどいと思うのか、子供たちが転がって遊ぶようなところではないのか、自分の経験がある意味邪魔もするし、私自身は自分の持っている河川敷のイメージでしか、理解できませんでした。事件が起きたのは8月なのですからけれども、現場の写真を見てもそれが夏なのか、実際は冬になって枯れたところで撮っている写真なのか、弁護士側が用意している写真は冬なので、全然違うところに見えてくるというようなことがありました。

季節が違うということはしようがないかもしれないのだけれども、もしかしてそれが証拠として出せないものなのかどうかはちょっとわからなかったのですが、現代だったらこれだけ動画が、何かあったらすぐにユーチューブで見るといった時代なので、検察官側と弁護士側で動画だとその資料の恣意的なものが違ってしまふのかもしれないのだけれども、動画があったらもうちょっとみんなでイメージがシェアできたのではないかと思います。私はどうしてもそれが自分で気になって、致

死ではなくて致傷で、致傷がそんなに激しい、骨が折れるとか瀕死だとかということではなかったので、とにかく自分の中でこれをやるに当たって冤罪に荷担することだけはしたくないというのがものすごく強くありました。

結果的には被告人に刑を科すという形になったのですけれども、わかりづらいという中で人を裁くということに対しての覚悟であるとか、わからない中でものを推察する訓練であるとか、そこに対する誓いみたいなもの、自分が本当に自分の気持ちに正しくものを見られているかみたいなのというのがやはり重いなと思います。

私はもとより最初に申し上げたように非常にシンプルで事件としてはもちろん被害者の方がつらい思いをしたことは間違いないのだけれども、冷静に一貫して見ることができたからそう思うけれども、そうでないときには体験した裁判員の気持ちの晴れなさみたいなのは罪深いほどではないかなと思います。

ここに来て話をしますよという人間はある程度冷静に感じられて、もうここには来たくないのだという裁判員がいるのではないかなと。それについての精神的なフォローのチラシとかもいただいているわけですが、それが不運にも抽選に当たりました、こういう事件でしたという不運という結果がどこかにあるのだろうなということについてはやはりもやもやする、たまたま自分にそれが出なかった、というところがちょっと悩ましいところです。

(司会者)

最初に言っていたいた、場所的な状況は客観的なものであるのに、それがなかなか写真とか図面とかではわかりにくいということですかね。

(2 番)

刑事ドラマだったら「現場行かなきゃわからないよな。」となるのでしょうけど、でも資料だけで判断をしなければいけないということにはやはり訓練が必要かなと思います。

(司会者)

なるほど。よくわかりました。

その他の方はどうでしょうか、証拠調べのわかりやすさ、わかりにくさみたいなことで。今回の事件の性質上はあまりないですかね。最近よくあるのは、メールがたくさん出ていたり電話のやりとりがたくさんあったりという事案も、数としてはよくあることなのですが、今回は特にそういう方はおられなかったですかね。

お願いいたします。

(1 番)

今回、誘拐に際してメールでのやりとりが結構あって、それを羅列していただいていたのですけれども、さすがにそれだけではなかなかわからなかったですね。

やはり、証拠が出た瞬間はなかなかみんなわからない。メールとかああいう書き物としては。写真とか画像だったらまだわかりますけれども。そこは致し方がないのかなとは思いました。

(司会者)

どうでしょうか。ここで御出席の検察官のほうから、何か皆様にお尋ねしたい点などはございますでしょうか。幅広いどのような点からでも結構ですが。

(検察官)

まず感想みたいなお話もさせていただければと思うのですけれども、これまでのお話で聞いた内容が大変参考になることが多くて、気持ちの晴れなさという話を先ほどされていましたが、やはりそういう気持ちを生じさせない立証をしなくてはいけないなというのを非常に強く感じました。

現場が非常に重要だと、我々は捜査官という立場もあるので、事件が起こったときの現場に行ってその空間に実際に立つことでわかることもあるのですけれども、それを法廷という場で裁判官と裁判員の皆さんにいかに感じ取っていただけるのかというのは、これからまた一つの課題として動画を撮るということもそうですし、工夫をしていかなくてもいけないなというふうに反省もしました。

それから、先ほどDNAの結果がこうだったという証拠の原因を説明しても、だから何を主張したいのかというのがなかなか伝わっていなかったというあたりの御

指摘を受けたのですけれども、ここも非常に我々としてはまさに心証というか皆さんにその証拠を理解してもらって事実の認定に結びつけるところまでやらなくてはいけないので、そこを効果的にするにはどうしていったらいいのかというのを更に考えていきたいなと思った次第です。

証拠調べとの関係でちょっと質問させていただきたいのは、4番の方は私が立会した裁判員裁判で裁判員をお務めいただいたということで、実際、精神疾患のイメージがちょうど専門家のお医者さんの中でも変わっていくという過渡期の中でその病気を扱ったということで、非常に難しさがあったと思うのです。3名のお医者さん、特に鑑定という立場にいたのはそのうちの二人だったのですけれども、それぞれの先生に今回はプレゼンをやっていただいて説明をしていただいたのですが、やり方としてはいろいろあって、例えば具体的な病気についてどういう病気ですかというのをお二人の専門家がいるところでお一人ずつ聞いていって説明してもらおうという方法もあるのですね。今回はそれぞれの方にプレゼンをしていただいたのですけれども、そういう方法と、これはちょっと想像の世界になってしまいますけれども、二人の専門家の方に同時に聞いていくという方法と、どちらがわかりやすいのだろうと。片一方は実際に行っていないので想像の話なのですが。

(4番)

まず率直な意見として、先ほども申し上げたとおり、初めての人間が、いきなり精神科医の方が二人並んでも多分わからないのではないかなと思うのですね。

もし同じような事案であれば並べたほうが比べるのにはいいのかなというのは思いますが、どうしてもDSMVとか何とか11とかいろいろな文献がある中で、それを日が変わって説明されても、つじつま合わせがなかなかできなかったかなというところがありました。

(司会者)

よろしいでしょうか。

それでは証拠調べについて、もし自分の経験した裁判についてこういう点が気に

なっているということがありましたら、どうぞ御遠慮なくどなたからでもおっしゃっていただいて。

ではよろしければ、証拠調べを終えて検察官は論告求刑という形でどのような刑罰がふさわしいかということを説明され、弁護人は弁護人のまとめの主張をおっしゃって、無罪であるとかあるいは軽い刑罰がふさわしいというようなことをおっしゃったのだと思いますが、その論告、弁論についてどのような感想を持たれたか。また、それを踏まえて評議にその後すぐに入っていったわけですが、評議でどういう点を話し合うのかというようなこととの関係で論告、弁論はどのような役割を果たしたかとか、何かそのあたりについてお話を伺うことができればと思うのですが、6番の方、どうでしょうか。論告を聞いたときの感想とかそういうようなものでも結構ですし。

(6番)

争点自体は一貫して弁護人側も検察官側も変わらなかったもので、ある意味まとめとしてもう一回復習ということで、論告自体は特に理解が難しかったということにはなかったかなと思います。

求刑のところもそうですね。これは裁判官のスタイルによるかなと思うのですが、求刑のところのデータベースを見ることができて、大体過去の事案がこういう求刑ですよということで、当然のごとく検察官側は比較的重い事例に分類して、弁護人側は軽い事例にということで、大体その間ぐらいなのではないかみたいな話がいつもあるのですけれども、やはりこれは感覚で直感と過去の実績のところのせめぎ合いのところで結果をみんなで導き出していくというところは非常に勉強になったというか、理屈なしに求刑が何年だから何年だと思うと決めてもいいけないし。ただ過去の実績はあくまで過去のものであって、それがあべき求刑かというのは誰にもわからないことなので、その間で皆さんバランスをとっているなというのはあります。

(司会者)

では5番の方はいかがでしたでしょうか。まずは証拠調べを終えて論告、それから弁論を聞いたときにわかりやすかったかとか、どんな感想を持たれたかとか、その後の評議にどんなふうにつながっていったかというようなことでお願いします。

(5番)

論告も資料としては非常にわかりやすいもので、しっかりまとまっていたので、主張としてはすごくわかりやすかったです。最終弁論としても最初の冒頭の陳述から同じ内容で弁論をしていたので、そこは非常にわかりやすかったです。その後の評議のときに、これが最終の主張なので、これといろいろメモしたものとかを参考にしながら評議ですごく悩んで考えたのを覚えています。

量刑グラフが論告メモに載っていて、こういう量刑グラフに基づくと懲役何年ですとかというのがあるのですけれども、最初そこがすごく不安だったのですね。どういうふうに量刑を決めていくのかというのがわからないところだったのですけれども、そこが自分の中でどうやって決めていくのかというのがわかったので、それは非常に勉強になりました。

ただやはり何年とか何か月とかあるのですけれども、そこがどういう判断で決めるのかというのが議論して最終的に決めるのですけれども、自分の判断として何年何か月なのかというところを決めるのがすごく悩ましかったというか、そこがすごく難しく感じたところです。

ニュースでも、被害者の方は刑が軽いというので訴えたりというのがよくあるのですけれども、その気持ちというのは被害者の立場からはそう思うのですけれども、誰かが判断したから刑が重くなったりするのではなくて、こういう量刑グラフというのがあって判断されているのだというのがわかったら、判決の出され方というのは公平に出されているものなのだというのがすごくよくわかったので、それは評議を通してすごく勉強になったと感じました。

(司会者)

他の方はいかがでしたでしょうか。今、お二人からお伺いしたところ、論告、弁

論はそれまでの主張と同様のものをわかりやすくまとめられたもので、それなりに十分理解できたというお話でしたけれども、論告、弁論について何か補充があったらお願いします。

(1 番)

論告、弁論の資料とかそういうもののわかりやすさというところでいいですね。

(司会者)

はい。

(1 番)

だとすると、これも冒頭陳述の資料と同じようにやはり検察官側のほうが写真とか強調するパワーポイントを使っていて、論点が非常にわかりやすかったのです。それをもとにして一個一個各事件についてみんな評議で復習をしてということで、最終的な判断をするのに非常に役に立ちました。

(司会者)

論告、弁論等を手元に置きながら評議も重ねていったというところでしょうか。

(1 番)

はい、そうですね。

(司会者)

評議の意見の言いやすさ、言いにくさみたいなところを聞いていこうと思いますけれども、何か具体的に御質問はありますか。

(裁判官)

まずは皆さん方からどんな評議でということを伺えたらと思うのですが、あわせていろいろな法律の解釈についても裁判官は恐らく評議の中で説明していたと思います。責任能力についての事件もあったと思いますので、そういう点については説明があったと思いますし、そうでない事件についても、例えば量刑の考え方などについては裁判官のほうから説明があったと思いますけれども、裁判官から説明を受けてそういった法律の解釈、法律は今こういうふう考えられているのでという枠

組みのところのわかりやすさについても御感想とともにお聞かせいただければと思います。

(司会者)

では、今の評議自体、最初から少し御感想等も出ていたと思うのですが、一定の期間、何日間かあったと思いますので、最初の頃と最後の頃では大分違うのかもしれませんが、意見の言いやすさ、言いにくさ、それから今、話の出た法律の解釈のようなところでの説明のわかりやすさ、わかりにくさみたいなところではいかがでしょうか。どなたからでも言っていただければと思いますが。

(4 番)

評議については、やはり最初は話しにくかったです。どうしても個人的感情が入ってしまうと自分の中でもそう思っていましたので、自分の考えをちょっと殺していたところはあります。質問を裁判官の方にされることによって少しずつ、ここまでは言ってもいいのかとか、この考え方は違うのではないかと優しく誘導されたりするのは、自分の考えを押し曲げられたりするような言い方もされませんでしたので、どうしてもやはり時間がたって評議については臨みやすくなったと思います。

私もどちらかというと、2週間ぐらい来させていただいていましたので、裁判員の方とも雑談もできるようになりましたし、裁判官の方も「何でも質問してください。」というスタンスだったので、逆に法的なことについてもちゃんと説明してくれるような感じはしました。

私は一点だけ、先ほど量刑を決めるのにグラフみたいのがあって「大体この辺が一番ピークになるのです。」というところで、例えば私の事案は現住建造物等放火未遂なので放火といえば放火、未遂といえば未遂、誰も亡くなってもいないので大したことはない、でも、一つ間違ったら大した事案になる、それを今までの事例に入れるのはちょっと違うのかなと思いました。

ただ、考え方一つなので、私もやはり悪いことをしたらそれなりに罪をとっていると思っていますけれども、裁判長が「両方の親になって考えて。」と最後に言われ

たのですね。「自分の子供だと思って見て、加害者も被害者も。」それを言われて、ものすごく重くなったなというのは覚えているのですけれども、すごく身にしみる、この裁判が非常に難しいのだと、安易に臨んではいけないのだなというのはすごく感じた裁判だったのです。

評議についてもすごくわかりやすく、2回目はもうちょっと御迷惑をかけずにというのもそういうところから来ているというのが実感です。

以上です。

(司会者)

今の2回目というのは。

(4番)

もう一度当たれば拒否はしないかなということです。積極的にやりたいという立候補ではありません。

(司会者)

ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか、評議の説明ぶりについての御感想とか意見の言いやすさ、言いにくさみたいなものは。

(1番)

先ほどの4番の方と本当に一緒なのですけれども、やはり裁判官の方が非常に活発な議論をしやすい雰囲気を作っていたというのと、最初はなかなか言いづらかったのですけれども、時間がたつにつれて非常に活発な議論をできるようになったというところで、非常にいい評議ができたなと思っています。

あとは、いろいろ法律の解釈の仕方とか、特にいろいろな法律が関わっていたので、特に強制わいせつだとかポルノの事件だとか、そこら辺の解釈は教えていただいてある程度は理解ができたと思っています。

(司会者)

他の方もこのあたりで何かいかがでしょうか。

(2 番)

ちょっと特殊なことで、これが是非言いたくて今日、私は来たのですけれども、説明がわかりづらかったらすみません。

私が担当した事件は強姦致傷ということで、30代の男性が19歳の見ず知らずの女性をたまたますれ違ったからというぐらいの感覚で犯したということなのですが、評議の前に最初に集ったときに一般的なことですがというような感じで裁判官の方々から「事件のことをネットなどで調べないほうがいいですよ。」と言われたのです。それは逆にすごく気になってしまい、先ほどの証拠で動画はどうですかではないのですけれども、自分の今の一般的な市井の感覚で何かこういうことに臨んだときに、調べられることは調べたくなる、今日ここで資料が他に何も無い状況で、ある証拠だけで聞かされることだけで今すぐ結論を出せというのでしたらそのルールの中でやるけれども、何日かにわたってあるという中で、こういう事件についてどうなのか。例えば私は病気のことは出てこなかったけれども、病気のことについて調べてそれをまた知識として、できるだけ自分のできる最大の努力をしてこのことについて臨むというのが真摯な姿勢だと思ったときに、「調べないで。」ということが逆に何かあるのかなと思いました。

そんな中で、先ほど他の方もおっしゃっていたのですけれども、「尋問では被告人の様子をよく見てください。被告人がどういう態度で裁判に臨んでいるかをひとつ今回の事件の資料として見てください。」ということも言われているのだけれども、非常に態度が悪かったというか、途中で弁護人の被告人質問のときに「私は検察が言うことなんか何も信じない。検察なんか信じないですよ。」みたいなことを激昂して被告人が発言したのが唯一その言葉だった。なぜ信用しないのかということについて何なのだろうと非常に不思議な状態で評議を続けなければいけなかったということがありました。

かたくなな態度の理由、別件という言葉が被告人が言っていたんですが、別件というのは何だろう、それがわからないと被告人の態度をよく見ろと言われたときに

謎が深まるばかりで、私がそのとき自分の中で感じたのは、それこそ精神鑑定みたいな何か、そういうことを連続して起こすという被告人のメンタリティーに対して何か別の調べが必要だったのではないですかと、今回精神鑑定は全く出てこなかったもので、門外漢なのに素朴な疑問が起きたりはしたのですが、「不思議な人だったね、被告人は。」みたいな感じになってしまったのですね。

罪を犯す人にはいろいろな方がいるけれども、裁判官は何かを知っていて、けれども、それについては裁判員にはその情報の一端を教えると惑わすことになるかと判断されたのだろうかと思ったりしました。

けれども、何がどこまで知れたらよかったのかということも私にはわからないし、結果的にそれを知ろうが知るまいが同じ判決が出たような気もするけれども、再三何度もしつこく述べることになってしまうけれども、そのことを知らなかったら裁けなかったよということがあるのではないかなと思って、「被告人にはこのような事情があるけれども、この事件のことだけを考えてください。」と最初に言っていたほうが、もしかしてよかったのではないかなと思います。

尋問で被告人の様子をずっと見ながらずっとメモをとって、何だろう、何を考えているのかわからないというところのわからない答えは、私たちが知らされなかった情報にあったのではないかなというふうに、少なくともそこでは自分の持っている義務を遂行するために努力をしたのだけれども、何となく煮え切らないものはちょっとそれにはありました。

(司会者)

なるほど。非常に難しい問題をいろいろ含んでいるのだと思うのですがけれども、率直な御意見とその経過を詳しく伺いましたので、非常に参考になりました。ありがとうございます。

その上で、他の方もどうでしょうか。全般にわたってで構いませんし、今、テーマとしては終盤の論告、弁論等を踏まえて評議の中でどうでしたでしょうかと。

また、人に刑罰を科すということ自体、非常に重たい仕事だと思うのですけれど

も、そういうことの負担といいますか、そのあたりも含め何かこういう点は言っておきたいというようなことがあったら、今お聞かせいただいたように何でもおっしゃっていただければと思います。

3番の方、いかがでいらっしゃいますか。

(3番)

私が感じたのは、この事件でお父さんの頭部を座椅子で殴ってしまったというのですが、最初に刑は重いですか、軽いですか、どのくらいのものでしょうかと言われたときに、私はそれだけを考えられなくて、その前後にあったことの全てを考えてしまう。そのお父さんの体の写真があったのですけれども、全部あざだらけで肺や肋骨が全部潰れていてすごい状態だったのですけれども、私はそれがあったからこそ重い事件だと思ったのですけれども、それを抜きにして頭部を座椅子で殴ったこと自体が重いですか、軽いですかと。

けれども、それ自体はそこにたまたま座椅子があったから殴ったのだでしょうということだったかもしれないのですけれども、もっと全体的に私は考えてしまう。

それで、病気のことであって、病気だったからこういうことをしたのだでしょうと。でも、病気ではないかもしれないではないですか。

(司会者)

先ほどおっしゃっていましたね。

(3番)

ええ。「かもしれない」ということで、刑を決めてしまっ、それでよかったのかなと疑問に思いました。

(司会者)

恐らく確実とまでは言えなくとも病気である可能性があるというような状況であれば、被告人のほうに有利に考えなくてはいけないというようなことから、そういう病気があってこういうことをしたのだという心神耗弱の状態だということは前提にせざるを得なかったというところで、理屈としては多分説明も受け納得していた

だいた部分はあるのでしょうか。

(3 番)

はい。確実にこうだから軽くなりましたよというのだったらわかるのですがけれども、多分こうだからという考えだったので、それが本当のことだったのかどうか、少し納得がいかない部分がありました。

(司会者)

気持ちとしてはなかなか全面的に納得するというのはちょっと難しい部分があるということで、そこはいまだにちょっと引っかかるところがあるというところですね。

(3 番)

はい。

(司会者)

今、全身の写真等を見てというお話があったのですがけれども、それは見ていてつらくなるようなショックを受けるようなものでしたか。

(3 番)

そうですね。

(司会者)

いまだにそれはつらいとか、そういうことはないですか。

(3 番)

それはないのですが、本当にそれでよかったのかなと。

(司会者)

犯罪の重さとしてそういうことをきちんと考えたほうがよかったのではないかという御感想もあるということですね。

(3 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

最後になのですが、2点ありまして、一つはまずスケジュールの立て方なのですが、それぞれ皆様は長さに応じて週何日というのを何週間か繰り返されたり、あるいはずっと連続して5日間、通しで1週間使われたり、御出席いただいた裁判のスケジュールはさまざまなのですが、御自身が経験されたものについてこういう点が嫌だったのでこういうふうに変えてもらったほうがよかったというようなスケジュールリングについての御意見があれば、是非お聞かせいただきたいのですけれども、いかがでしたか。

(4番)

特にないです。1件しかやっていないので、あれが普通ですと言われてしまうと普通だと思います。

休憩時間も、この年になってあまり深く悩んだり考えたりすることもなくなってくると1時間ぐらいがいっぱいいっぱいなのだなと。だから、休憩はちゃんととってくださっていたので、それでもちょっと夕方は疲れたなというところはあります。5時はちょっときつかったかなと。内容にもよるのですけれども、5時くらいの終わりは時々ちょっとへたって、午後は疲れたなというのは正直ありますけれども、全体的なスケジュールは、私は全然負荷もかかっていないとは思いますが。頭の負荷はありましたというくらいです。

(司会者)

今のお話ですと、例えば毎日4時に終わるけれども日数はもう一日増えてしまうというのと、両方選べたとしたらどちらがよろしいですか。

(4番)

4時ですね。私はです。

(司会者)

他の方はいかがですか。自分は反対でぎゅっと詰め込んでさっと終わりたいみたいな。特に1番の方は日数が長かったのですが。

(1 番)

私は逆に若干短いなと思ってしまって、結構いっぱいいろいろ問題があって、それを理解するのに時間も必要でしたし、確かに一日 5 時までやると結構頭を使ったのですが、確かに 4 時までにして日数を延ばしたほうが頭の整理にはなるかなと思います。

(司会者)

まだ長くても大丈夫ですか。

(1 番)

ええ、全然よかったかなと思いました。スケジューリング的にはよかったなと思います。

(司会者)

最後に審理中のメモについて、御意見をおっしゃっていただいてよろしいですか。

(4 番)

「ここは、どうでしたか。」と質問をされるたび、それは確かに言っていたけれどもとっていない、あれもとっていないというと何か遅れた感じがすごくして、日に日にとるようになったのですが、もっといっぱいメモをとったほうが後が楽ですよと言ってくだされば、よく聞いてよく見てよく書けたかなと。ただ、できれば最終的にはこういうビデオとかがあれば、そういうのを見せてくれたほうが効率だけを考えるといいのかなと思います。

では、どの辺で何時何分ごろこの話をしたかというところまではなかなか、思い出せるかどうかというのは疑問かなと思いますけれども。

(司会者)

要するにメモをとらないで聞いていていいという前提でいたところ、評議室で「これは何と言っていましたかね。」というような質問があって、これはやはりメモをとらないとだめだと思われて、公判の日数を重ねていくうちにすごく細かいメモをとられて結構疲れられたということですね。

(4 番)

とりましたね。そこは疲れましたね。疲れたけれども、理解もしますけれども、やはり法廷に出るとカメラがあったり録音機材があるから、なぜ使わないのかというのは疑問に思っていました。

(司会者)

ありがとうございます。

ということで、時間にはなったのですが、これを言わずして帰れないというようなことが、もしおありでしたらどうぞ。

(4 番)

私の参加させていただいた裁判で一番衝撃的で、皆さんの事件とは違うのですけれども、執行猶予の重さについてすごく勉強になりました。テレビで見ていると執行猶予は何もおとがめなしで出てくるというイメージを私も持っていましたけれども、私の事案によると、この被告人は実刑がいいのか執行猶予がいいのか、いいのかという言い方は変だと思うのですけれども、執行猶予でも反省をさせなければいけない材料の一つなのだなというのがわかった。そこはすごく勉強になりました。

だから、一概に執行猶予がどうのこうのと言うつもりはないのですけれども、執行猶予というのは重さもちゃんとあるのだなというのがわかっただけでもすごく勉強になったなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

他の方もどうぞ。

(2 番)

これももう一つ今日、機会をもらったのでお伝えしたかったと思った点なのですが、判決後の自分の関わった事件や被告人がその後どうなっていくのかということについて、それは前回、裁判員が終わる日に「それはどうやって調べられますか。」と伺ったときに、「控訴をしたかどうかは1か月後に電話をしてくださっ

たら教えます。」と言われたのです。それは私だけではなくて全員の前で聞いたので、そのときにいた人たちは気になった人は裁判所の代表にかけて聞いたらわかる。

そこで控訴をしたということがわかって、その後は次の裁判の情報を高裁のホームページで「何月何日にこういう案件でありますよ。」という一般の人が見られるやつを見るしかないと言われたときに結構ショックで、自分の関わった事件がもし控訴して最高裁でひっくり返ったら、自分はもしかすると冤罪に荷担をした判決の一端を担ったのかということにもなるし。

でも、日々の生活の中で「いつあの事件が出てくるかな。」としばらく調べていたのですけれども、このペースでそんなにすぐには上がらない、いつなのだという事すらもちろん知識がなくて、そこに関しては今もなおとてもストレスを感じています。

かといって、おたくが担当した事件は今こうなっていますという書面がずっと届き続けるのもしんどいし、知りたい人もいれば知りたくない人もいるし、もう終わったから関係ないと思う人もいれば、その自由はあるのだけれども、私は少なくともとても知りたいと思っていて、それに対してどうしたらいいのだろうと思っています。

制度として司法に近しく自分が参加するというのが一つの目的であるならば、要するに責任を感じている人にはそれがいつでも見られるというのが責任を持ち続けさせるということになって、それは残酷なことなのかとかいろいろ思うのですけれども、いろいろこの制度にはもうちょっと過不足検討事項があるかなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

非常に深い議論、御意見をお聞かせいただくことができて、本当にありがとうございました。

時間がまいりましたので、ここで本日の意見交換会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上